

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

2020年5月18日(月)発行

No.377



名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

「持続化給付金」学習・相談会に30名以上が申し込み



【融資相談】

4月1か月で16件、総額約9千万円の申し込みをされました。(個人11件、法人5件)急激に経営状況が悪化した方が多数出ています。

現在、融資決定が下りたのは、6件で総額4千万円。

日本政策公庫「コロナ特別貸付」は、当初の触れ込みどおり、4月1日に郵送して10日に、融資実行連絡がありました。しかし、現在は、申し込みが殺到したせい、

「受け付けました」とのハガキが3日後届き、審査自体は遅くなっているようです。

自治体の制度融資「セーフティネット保証」では、市町村の認定が必要で、認定を受けるのに、長時間待つ事態が

ありましたが、「ナゴヤ・中小企業ワンストップ連携機関制度」が5月11日から始まり、いくつかの銀行窓口で、認定も含めてできるようになりました。

【緊急小口資金】

ある会員が4月16日に、北区社協へ「緊急小口資金」

申し込みで電話したところ、予約が5月29日になると言われましたが、その後、共産党市議団の申し入れもあり、郵送受付が可能になりました。

必要書類が、4月末に届き、申請書を記入。北名古屋市に住む会員は、北名古屋市に申し込み10万円を借り入れでき「助かりました」と。

【特別定額給付金】

「休業要請により、店を閉めた」「営業時間を短縮した」方々は、県・市の休業協力金を待っています。名古屋市は今月終わり頃からの予定。国の「10万円の『特別定額給付金』を一日も早く給付してほしい」と切実な声が上がっています。名古屋市も郵送を勧められていますので、申請書が届いたら記入して郵送しましょう。

国保や市税の滞納がある

納税を猶予する「特例制度」

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る**収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少**していること。

②一時に納付を行うことが困難であること。

上記のいずれも満たす、法人、個人が対象で、1年間、国税の納付を猶予することができます。また、担保の提供は不要で、延滞税もかかりません。

対象となる国税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期の到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目が対象になります。

令和2年6月30日又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

詳細は、事務所までお問合せ下さい。

人は、差し押さえられるのではと不安がっていますが、この10万円については「差押え禁止」となっています。

【持続化給付金】

5月12日から、連続して全9回の「持続化給付金学習・相談会」を行います。

現在、自力で申請した方が、把握しているだけで8名。

1名は5月1日に申請、入金を待っている状況。現在、電子申請のみ。スマホやパソコン操作に慣れた方であれば、比較的簡単に申し込みができます。ただし、申告書に税務署の收受印が必要、法人事業概況説明書が必要など、書類をそろえるのに少し手

間がかかりません。電子申請できない場合、郵送での受付を要望しています。

5月12日「持続化給付金学習・相談会」が始まり4組5名が参加。スマホのある人は、スマホで登録、申請作業に取り組みました。



= 「持続化給付金」学習・相談会の様子 =

毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商のホームページはコチラ

